

第 8 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 8 月 25 日 午後 3 時 30 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会務報告

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地等転用事業計画
変更承認申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(1 件)

4 出席
委員

1 番 上野 義信	2 番 馬場 克泰	3 番 東 澄
4 番 佐藤 弘之	5 番 橋口善一郎	6 番 賀集 謙一
7 番 川合 昭文	8 番 青山佳代子	9 番 渡邊 修二
10 番 高橋 智	11 番 中道 雅彦	12 番 鷹 修
13 番 小柳 徹	14 番 森長 正徳	15 番 松井 博靖

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 ご起立願います。
 よろしく願います。
 ご着席願います。

局長 ただいまから、令和8年第8回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
 開会にあたり、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 ～ 挨拶 ～

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
 よろしく願います。

議長 ただ今の出席委員は、15名全員であります。
 よって、令和8年第8回由仁町農業委員会総会は成立いた
しました。

議長 それでは、本日の議事日程に基づき取り進めます。

 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第13条第2項の規定によ
り、議席番号6番 賀集委員、7番 川合委員を指名いたし
ます。

議長 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
 おはかりいたします。
 本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 日程第3、「会務報告」について
 事務局から報告願います。

局長 1 ページお開き願います。
7 月 31 日に開催しました第 7 回総会から昨日までの報告となります。
内容につきましては記載のとおりであります。
以上です。

議長 以上で会務報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案の朗読）

局長 議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』
本件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容の説明）

主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
議案の 3 ページをお開き願います。
本件については、耕地改良を目的とした砂利採取に係る一時転用申請 1 件であります。

1 番ですが、申請者は土地所有者である川端自治区の■■■■氏で、事業実施者は、札幌市北区の■■■■です。

事業の実施場所については、川端 1957 から 1962 までの 4 筆の田で、転用面積は 19,915 m²、転用期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 1 年間となっております。

申請地の立地基準については、町で定める農業振興計画の農用地区域内農地に区分され、原則転用不可となっておりますが、今回は一時転用ですので特に問題ありません。

また、一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題がないものと判断しております。

主査 審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の4ページをお開き願います。

右上の航空写真図になりますが、川端地区の町道山手線沿いにある、許可申請地と示した白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、森長部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、8月20日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第1号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案の朗読）

局長 議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』

本件は、農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容の説明）

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

議案の6ページをお開き願います。

本件は、砂利採取事業に係る一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。

1番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の

氏、事業実施者は、川端の

事業の実施場所については、川端1957から1962までの4筆の田で、転用面積は23,073㎡となっております。

こちらは、先ほど議案第1号で審議していただいた砂利採取の許可申請地に隣接し、既に許可を受けて砂利採取事業を実施しておりますが、今回事業境界線に係る保安部分の砂利採取を新たに行うため、掘削面積等を計画変更を行うものであります。

主な内容については、保安部分の砂利採取により、砂利採取量が当初から9,787㎡の増、掘削面積が当初から312㎡の増、埋戻し土砂量が当初から11,692㎡の増で、その他は記載のとおりとなっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、森長部会長から報告をいただきます。

部会長 本件についても、8月20日に開催した農地部会で現地確認及び事業内容の審査を行った結果、承認が打倒と認められるものとして、決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第2号については、当農業委員会として申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、承認することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要

局長 と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長
 に対し要請することについて、その可否の決定を求めるもの
 であります。

 内容につきましては、鈴木主査から説明させますので、ご
 審議くださいますようお願いいたします。

 (内容の説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

 議案の8ページをお開き願います。

 本件は、農地売買等支援事業の5年一時貸付事業によるも
 ので、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査する
 ものです。

 審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が
 本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくこ
 とになっております。

 1番ですが、土地の所在は岩内2789、2790の2筆の田
 で、合計面積は44,368㎡です。

 あっせん申出者は、岩内自治区の■■■■氏です。

 本件は8月19日開催の農地あっせん調整会議において、
 公社買入が必要と判断されたものです。

 公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の■■■■氏
 を予定しております。

 議案資料の3ページをお開き願います。

 農地については、岩内地区と山柵地区の境界で、町道西谷
 地沿いにある、あっせん申出地①番と②番の白線で囲まれた
 箇所です。

 公社買取価格については、10aあたり■■■■円で、金額
 が■■■■円となっております。

 以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前にあっせん調整が行われております
 ので、岩内地区担当の賀集委員から経過について、説明をお
 願います。

賀集委員　　買い手の調整については、地域計画に位置づける耕作者を基本に隣接する農地所有者と協議を行い、今回■■■■氏に決定した。

価格については、対象農地の3分の2を砂利採取しており、その後基盤整備を実施していることから、砂利採取部分を10aあたり■■■■円、未採取部分を■■■■円として、面積を割合で按分し、最終的に■■■■円として調整しております。

説明は以上です。

議長　　説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長　　質疑を終結し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　　ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第3号については、当農業委員会として買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　　ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長　　これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

これをもって令和8年第8回由仁町農業委員会総会を閉会
いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 15時50分)

議事録署名委員

6番

賀集 謙一 

7番

川合 昭文 